

インドネシアの外資規制について

2014年6月

外資規制とは、ある国において「外国資本」「外国投資」「外国人」等のカテゴリーに該当することにより外国資本・外国人・外国企業等に対して特別に課せられる規制である。インドネシアにおいては、①投資に関するインドネシア共和国法律2007年第25号¹（以下「投資法」という。）と、その下位規範である②投資に対して開放されていない事業分野及び特定の条件を付けて開放されている事業分野に関するインドネシア共和国大統領規則2014年第39号²（以下「新大統領規則」という。）、並びに③投資ライセンス及びノンライセンスの指針及び手順に関する投資調整庁長官規則2013年第5号³（以下「長官規則」といい、投資法、新大統領規則及び長官規則を総称して「投資法等」という。）が現在の外資規制の主要な部分を規定している。本稿では、まず初めに1. 投資法の規制対象を検討した後、投資法等に規定されている外資規制のうち、2. 投資形態の制限、3. 最低投資金額・株主の最低出資額の制限及び、4. 事業分野の制限について解説する。

なお、2014年4月24日、新大統領規則が施行されたことにより、4年ぶりに事業分野の制限の範囲が変更された。本項4. において変更の要点について解説しているので参照されたい。

1. 投資法の規制対象

投資法の条項は、インドネシア共和国領域内のあらゆる事業分野に対するあらゆる投資⁴に適用される⁵。すなわち、投資法は、外国投資⁶のみならず国内投資⁷も適用

¹ UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2007 TENTANG PENANAMAN MODAL
http://www2.bkpm.go.id/file_uploaded/UU_no_25_th_2007.pdf

² PERATURAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 39 TAHUN 2014 TENTANG DAFTAR BIDANG USAHA YANG TERTUTUP DAN BIDANG USAHA YANG TERBUKA DENGAN PERSYARATAN DI BIDANG PENANAMAN MODAL
http://www.bkpm.go.id/img/file/Peraturan/PP%2039_2014%20Full.pdf

³ PERATURAN KEPALA BADAN KOORDINASI PENANAMAN MODAL REPUBLIK INDONESIA NOMOR 5 TAHUN 2013 TENTANG PEDOMAN DAN TATA CARA PERIZINAN DAN NONPERIZINAN PENANAMAN MODAL
http://www2.bkpm.go.id/file_uploaded/Perka%20no.5%20Edit%202013.pdf

なお、かかる長官規則は、同年の投資調整庁長官規則第12号において改正されている。

⁴ ただし「インドネシア共和国領域内のあらゆる事業分野に対するあらゆる投資」とは、直接投資を意味し、間接投資又はポートフォリオ投資は含まれない（投資法の解説（PENJELASAN）II 逐条解説（II. PASAL DEMI PASAL））。すなわち、会社の支配権獲得を目的としないインドネシア証券市場を通じてなされる間接投資又はポートフォリオ投資には、投資法は適用されないと一般的に解されている。また、2014年5月にジャカルタで開催された投資調整庁による新大統領規則の説明会においても、新大統領規則第5条の解説として、株式市場を経由した投資には、新投資規則第1条及び第2条は適用されないとの回答がなされている。

⁵ 投資法第2条。

⁶ Penanaman Modal Asing (PMA)。投資法第1条第3号。

の対象としている。これは、投資法制定以前は異なる法律⁸により規律されていた外国投資と国内投資を、投資法により包括的に規律し、いかなる国からの投資に対しても同等の待遇を与えることを原則⁹としているためである。ただ、例外的に、投資法等において「外国投資」に該当することにより国内投資とは異なる規制を定めている場合があり¹⁰、これらが本稿で取り扱うインドネシアにおける外資規制に相当する。

投資法において、「外国投資」は「インドネシア共和国の領域内で事業を営むためのあらゆる投資活動で、外国資本100%又は国内資本との共同出資の方法で外国投資家により投資されるもの」と定義されている¹¹。ここにいう「投資」とは、インドネシア共和国内で事業を行うための投資家によるあらゆる形態の投資活動とされ、「資本」とは投資家が保有する金銭又は経済的な価値を有するその他あらゆる形態の一切の資産と広く定義されている¹²。また、「外国資本」とは、外国、外国人、外国法人及びかかる外国当事者に全部又は一部の資本を保有されたインドネシア法人が保有するあらゆる資本をいうとされている¹³。したがって、インドネシアの投資法においては、1%でも日本法人が株式を保有するインドネシア子会社の資産は、すべて外国資本に該当するため、その投資活動は外国投資として以下の外資規制の適用を受けることになる。

2. 投資形態の制限

外国投資は、法律上別段の定めがない限り、インドネシア共和国の法律¹⁴に準拠した株式会社¹⁵の形態を取らなければならない¹⁶。すなわち、外国資本がインドネシア共和国の領域内で事業を営むために投資活動を行う場合、原則として株式会社を進出形態として採用する必要があるということである。外国投資が株式会社の形態

⁷ Penanaman Modal Dalam Negeri (PMDN)。投資法第1条第2号。

⁸ 外国投資に関する法律1967年第1号及び外国投資に関する法律1967年第1号の変更と補充に関する法律1970年第11号が外国投資を、国内投資に関する法律1968年第6号及び国内投資に関する1968年第6号の変更と補充に関する法律1970年第12号が国内投資を、それぞれ規律していた。

⁹ 投資法第2条第1項d号（投資の原則—国による差別なき平等取扱い）、投資法第6条第1項（法令に基づく投資の同等な取扱い）等。

¹⁰ 投資法第5条第1項及び第2項（事業の形態）、投資法第12条第2項（外国投資に閉鎖されている事業分野）等。

¹¹ 投資法第1条第3号。

¹² 投資法第1条第7号。

¹³ 投資法第1条第8号。

¹⁴ 株式会社に関するインドネシア共和国法律2007年第40号。

UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 40 TAHUN 2007 TENTANG PERSEROAN TERBATAS。なお、インドネシアの現地法人の運営に関しては、みずほインフォス内拙稿「インドネシアの現地法人の運営について」を参照されたい。

¹⁵ Perseroan Terbatas (PT)。インドネシア会社法第1条1号。

¹⁶ 投資法第5条第2項。

を取らない場合¹⁷には、所得税減税、輸入税の減免等の投資法第18条に定められた奨励措置¹⁸は適用されないことになる¹⁹。

3. 最低投資金額・株主の最低出資額の制限

外国投資に関する最低投資金額の規制としては、以下が定められている²⁰。

合計投資金額：100億ルピア又はこれに相当する米ドル以上（土地建物を除く）

最低引受・払込資本金額：25億ルピア又はこれに相当する米ドル以上

また、外国投資に係る株式会社の各株主の最低出資額の規制としては、以下が定められている²¹。

各株主の最低出資額：1000万ルピア又はこれに相当する米ドル以上

4. 事業分野の制限

（1）投資法は、投資活動に対してあらゆる事業分野及び事業の種類が開放されているという原則を規定する一方で、例外として①閉鎖された事業分野及び②条件付きで開放されている事業分野についてはこの原則から除外しており²²、これらの事業分野の基準及び条件は大統領規則に定めると規定する²³。これを受けて、従前の旧大統領規則²⁴に代えて、2014年4月23日、新大統領規則が制定され、翌24日施行された。かかる新大統領規則には、閉鎖されている事業分野のリストが添付Iとして（以下「ネガティブリストI」という。）、条件付で開放されている事業分野のリストが添付IIとして（以下「ネガティブリストII」という。）それぞれ添付されている。

¹⁷ 外国駐在員事務所（Kantor Perwakilan Perusahaan Asing）、外国商事駐在員事務所（Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing）等の形態が考えられる。

¹⁸ インドネシアの投資奨励措置については、みずほインフォス内の拙稿「インドネシアの投資奨励制度について」を参照されたい。

¹⁹ 投資法第20条。

²⁰ 長官規則第22条第3項a号及びb号。

²¹ 長官規則第22条第3項c号。

²² 投資法第12条第1項。

²³ 投資法第12条第4項。

²⁴ 投資に対して開放されていない事業分野及び特定の条件を付けて開放されている事業分野に関するインドネシア共和国大統領規則2010年第36号（以下「旧大統領規則」という。）。

PERATURAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 36 TAHUN 2010 TENTANG DAFTAR BIDANG USAHA YANG TERTUTUP DAN BIDANG USAHA YANG TERBUKA DENGAN PERSYARATAN DI BIDANG PENANAMAN MODAL

なお、2014年の新大統領規則の施行により、規制が強化又は緩和されたり、規制対象として新たに追加された事業分野については、以下の解説において特にコメントを付した。

(2) 投資に閉鎖されている事業分野

投資に閉鎖されている事業分野とは、あらゆる投資活動を行うことが禁止されている事業分野である²⁵。すなわち、当該事業分野においては、国内投資及び外国投資を行うことができない。

投資法上、明示的に投資に閉鎖されている事業分野は、以下のとおりである²⁶。

- ・ 武器、弾薬、爆破装置、戦争用設備の生産
- ・ 法律により明示的に閉鎖されていると規定された事業分野

加えて、ネガティブリストIが、閉鎖されている事業分野をリスト化しており、その概略は以下のとおりである²⁷。

産業部門	事業分野
農業	大麻の栽培
林業	ワシントン条約で規定された魚類の捕獲 原材料・土産・装飾等の目的での珊瑚の利用・採取
工業	環境を破壊する可能性のある化学物質（DDT等）産業 化学兵器に関連する化学物質産業 アルコール飲料産業
運輸	陸上旅客ターミナルの設置・運営 原動機付自動車の形式検査 航空管制業務等
情報通信	無線周波数・衛星軌道監視基地の運営・管理
教育・文化	公共博物館 歴史・古代遺跡
観光・経済創出	賭博・カジノ

2014年の新大統領規則により、従来禁止されていた運輸業に関する以下の2つの事業分野が、条件付で外資に開放された²⁸。

- ・ 原動機付自動車の定期検査

²⁵ 新大統領規則第1条第1項。

²⁶ 投資法第12条第2項。

²⁷ なお、これらの投資に閉鎖された事業分野は、事業分野の発展に責任を有する機関からの承認を得ることにより、研究開発など非営利目的での利用は可能とされている（ネガティブリストI注記1）。

²⁸ それぞれの事業分野の条件については、本稿（3-2）制限付で外資の参入が認められる事業分野内のリストに記載してあるので参照されたい。

・陸上ターミナルの開発（陸上一般貨物ターミナル及び公共用陸上旅客ターミナルのみ）

（３）条件付で開放されている事業分野（ネガティブリストⅠⅠ）

条件付で開放されている事業分野とは、一定の要件に基づいて投資活動を行うことができる事業分野である²⁹。条件付きで開放されている事業分野は、ネガティブリストⅠⅠにおいて、以下の１６の産業部門に分類され、それぞれ以下の数の事業分野が規制対象として規定されている。２０１４年の新大統領規則は、旧大統領規則と比べ、規制の対象が、産業部門数で１、事業分野数で５８減少している。しかし、単なる分類の統合・変更により事業分野数は減少しているものの実際の規制の範囲は変わっていなかったり拡大しているものも含まれているため、新大統領規則により自身が予定している事業が規制されていないか、最新のネガティブリストを個別に参照し、不明な場合は専門家に相談する必要があると思われる。

1. 農業（１９事業分野）
2. 林業（２３事業分野）
3. 海洋・漁業（１１事業分野）
4. エネルギー・鉱物資源（１３事業分野）
5. 工業（３６事業分野）
6. 国防・警備（４事業分野）
7. 公共事業（６事業分野）
8. 商業（１１事業分野）
9. 観光・経済創出（１５事業分野）
10. 運輸（２３事業分野）
11. 情報通信（１１事業分野）
12. 金融（６事業分野）
13. 銀行（４事業分野）
14. 労働・移住（５事業分野）

²⁹ 新大統領規則第２条第１項。

15. 教育・文化（4事業分野）

16. 保健（25事業分野）

上記の各事業分野のそれぞれに、以下の条件のうちのいずれかが付されている。

- a. インドネシアの中小・零細企業及び協同組合のために留保される分野
- b. パートナーシップが義務付けられる分野
- c. 外資比率が制限される分野
- d. 地域が限定される分野
- e. 特別許可が必要な分野
- f. 内資100%に限定される分野
- g. 外資比率と地域が制限される分野
- h. 外資比率が制限され、特別許可が必要な分野
- i. 内資100%に限定され、特別許可が必要な分野
- j. ASEAN諸国の投資家向けの外資比率／地域が制限される分野

（3-1）外資の参入が認められない事業分野

上記条件のうち、a. f. i. が付された事業分野については、インドネシア国内の零細中小企業・協同組合又は国内資本に対してのみ開放されている事業分野であるため、当該事業分野においては、外国投資を行うことはできない³⁰。

外国資本の参入が認められない事業分野³¹の概略は、以下のとおりである。

産業部門	事業分野（条件）
農業	25ヘクタール以下の食用作物の栽培(a) <small>*青色ハイライト：2014年の新大統領規則で新たに規制され／規制が強化されたもの</small>

³⁰ 条件j.のうちASEAN諸国の投資家要件に関しては、2014年5月にジャカルタで開催された投資調整庁による新大統領規則の説明会において、ASEAN諸国の投資家か否かの判断は、当該投資主体の登記国により判断し、当該投資主体の株主の国籍は問わないとの説明がなされている。これに従えば、日本企業が保有するASEAN各国の子会社を経由することで、要件を満たすことは可能であると考えられる。

³¹ 外資の参入が認められない事業分野に該当する場合には、外国資本は当該事業を自ら実施することができないため、実務上は、業種によっては、現地企業とフランチャイズ契約を締結して、当該フランチャイジー現地企業にインドネシアでの営業を行わせる形態をとることが少なくない（小売業等）。

	<p>一定量未満のプランテーション産物の加工業(a) 125匹以下の豚の飼育(a) 地鶏の繁殖・飼育(a)等</p>
林業	<p>自然の生息地における爬虫類を除く野生動植物の捕獲・流通(a) 年間生産能力が2000m³以下の製材業(a) 森林植物の種苗の流通・輸出入(f)等</p>
海洋・漁業	<p>30GT以下の漁船を利用した12海里までの水域での漁業(a) 30GT以上の漁船を利用した12海里を超える水域での漁業(f) 海砂の採取(f)等</p>
エネルギー・ 鉱物資源	<p>石油・ガス設備の建設 ・陸上での生産設備、供給パイプ設備又は保管・販売設備の建設(f) ・水平/垂直タンクの建設(f) 石油・ガスの陸上での掘削(f) 石油・ガスの生産井の運転・保守(f) 石油・ガス(設備)のデザイン・エンジニアリング(f) 石油・ガスの技術調査サービス(f) 1メガワット未満の発電(f) 電力利用設備の建設・備付(f) 電力設備の検査・試験(f)等</p>
工業	<p>穀類・根菜等の加工食品産業(a) 刺繍・編み物等の手工芸(a) オートバイの修理・メンテナンス(a)等</p>
公共事業	<p>建設業(簡易な技術を利用したもの、低リスクのもの又は10億ルピアまでのもの)(a)等</p>
商業	<p>以下の形態での小売業(f) ・営業床面積1200m²未満のスーパーマーケット ・営業床面積400m²未満の食料雑貨店(コンビニエンスストアを含む) ・営業床面積が2000m²未満のデパート ・自動車、バイク、商用車両及びこれらの部品・付属品の小売業 ・装飾品、アンティーク品の小売業 ・店舗での玩具の小売業 ・化粧品小売業 ・履物小売業 ・電化製品小売業 ・通信販売又はインターネット経由の小売業 ・食料品、飲料小売業 民間清掃サービス(f) 各種調査・検査サービス(f) 各種機器・装備のレンタルサービス(f) 不動産仲介(f) クリーニング(f) 美容室(f)</p>

	服の仕立(f) アルコール飲料の輸入・卸売・小売(i) 代替的取引システム(Alternative Trading System(ATS))の実施、 代替的取引システムの参加者(f)等
観光・経済創造	旅行代理店(a) 観光ガイド(a) 映画の製作・上演・配給(f)等
運輸	路線内バス輸送(f) タクシー輸送(f)等
情報通信	コミュニティー放送(テレビ・ラジオ)(a) 通信用の鉄塔の供給・管理・建設サービス(f) 新聞・雑誌等の発行(f)等
金融	年金基金(f)
銀行	外貨両替商(f)
労働・移住	海外向けインドネシア人就職斡旋サービス(f)
保健	薬・その原料の卸売(f) 薬局(f) 総合病院(f) 個人診療(f)等

2014年の改正により、外国資本の参入が認められない事業分野として、以下が追加されている点には注意が必要である。

商業：通信販売又はインターネット経由の小売業、及び食料品・飲料・化粧品・電化製品・履物の小売業、代替的取引システムの実施等

電力：電力設備の検査・試験、電力利用設備の建設・備付

石油・ガス：陸上での石油・ガスの掘削、陸上での生産設備、供給パイプ設備又は保管・販売設備の建設、石油・ガスの生産井の運転・保守、デザイン・エンジニアリング、技術調査サービス等

(3-2) 制限付で外資の参入が認められる事業分野

上記条件のうち a. f. i. 以外の条件が付された事業分野については、外国資本は、当該事業分野に付された条件の遵守を条件に、当該事業を行うことができる。

条件付で外国資本の参入が認められる事業分野の概略は、以下のとおりである。

産業部門	事業分野	外資比率の上限／パートナーシップ	その他の条件
	<ul style="list-style-type: none"> ・青色ハイライト：2014年の新大統領規則で新たに規制され／規制が強化されたもの ・黄色ハイライト：2014年の新大統領規則で規制が緩和されたもの 		

農業	125匹を超えるの豚の飼育	制限なし	地方条例に反しない地域
	25ヘクタールを超えるプランテーションでの甘味原料植物・繊維原料植物等の播種	95%	農業大臣からの推薦状
	一定量以上のプランテーション産物の加工業		
	25ヘクタールを超える基本食用作物（トウモロコシ・大豆等）の栽培	49%	農業大臣からの推薦状
	農業遺伝資源、遺伝子組換え生物の研究・開発		
園芸作物（果物・野菜・きのこ等）の育苗・栽培 園芸加工業（ポストハーベスト） 園芸研究・園芸品質試験 園芸・アグロツーリズム 園芸サービス（フラワーアレンジメント・花屋・造園等）	30%		
林業	自然の生息地からの野生の爬虫類の捕獲・流通	制限なし	林業大臣の推薦状
	野生動植物の遺伝子利用技術の開発	制限なし	認定機関等が指定する研究開発分野の国家機関との協力表明
	竹の育成 養蜂業	パートナーシップ	条件なし
	森林地域内でのエコツーリズム活動	51%	条件なし
	狩猟地域内での狩猟 野生動植物・珊瑚の栽培	49%	条件なし
海洋・漁業	100GT以上の漁船を利用したインドネシア排他的経済水域での漁業	制限なし	海洋漁業大臣規則に定められた条件を満たすこと
	魚の養殖 稚魚の生産 水産物の加工・販売・流通・卸売・輸出	パートナーシップ	条件なし
エネルギー・ 鉱物資源	エネルギー用のバイオマスペレット製造	パートナーシップ	条件なし
	10メガワットを超える発電* 送電*・配電* 地熱の掘削 地熱に関する調査サービス	95% （*PPPの枠組みにおける特権期間中は	条件なし

		100%)	
	海上での石油・ガスの掘削 石油・ガスのプラットフォーム設備の建設	75%	
	1～10メガワットの発電 石油・ガス向け球形タンク及び海上での供給パイプ設備の建設 石油・ガス・地質等に関する調査サービス	49%	条件なし
工業	精油産業 建材用の粘土・石灰・セメント製品 ボルト・ナット産業 ポンプ・コンプレッサー産業 二輪車・三輪車の部品・付属品産業 金属以外のリサイクル	パートナーシップ	条件なし
	車両のメンテナンス・修理	49%	条件なし
国防・警備	警備に関するコンサルティング 警備人材の提供 現金・貴重品の運搬・警備 動物等を利用した警備 警備に関する教育・研修	49%	国家警察本部からの営業許可
公共事業	飲料水事業 高速道路事業 無害ごみの管理・廃棄	95%	条件なし
	建設業（高度な技術を利用し、高リスクを伴い又は10億ルピアを超えるもの）	67%	条件なし
	建設ビジネスコンサルティング	55%	条件なし
商業	現地のビジネスパートナーが開発した市場網を通じた直接販売 先物ブローカー（FX取引業者を含む）	95%	条件なし
	冷蔵保管	地域により33% 又は 67%	
	流通販売業 倉庫業	33%	
文化・観光	画廊等	67%	条件なし
	ホテル（1・2つ星・星なし） 民宿 レストラン 食事のケータリングサービス 民営博物館	51%	地方条例に反しない地域

	スパ		
	映画宣伝設備	51%	ASEAN 投資家の出資
	撮影スタジオ フィルム加工施設等	49%	条件なし
	その他の宿泊サービス（モーテル等）* 国外向けツアーオペレーター スポーツ施設（プール、マッサージ、ナイトクラブ、ボーリング、ゴルフ等） バー、カフェ、カラオケ	49% （零細中小企業等とのパートナーシップの場合51% *バリ・ジャワは70%）	地方条例に反しない地域
運輸	国際海上輸送	60%	ASEAN 投資家の出資
	陸上貨物輸送 国内海上輸送 国際海上輸送* 連絡輸送 30GT以下の船舶による河川・湖輸送 港湾設備の供給** 空港サービス 複合輸送	49% *ASEAN 投資家の場合は60% **PPPの枠組みにおける特権期間中は95%	条件なし
	原動機付自動車の定期検査 陸上旅客ターミナル（公共施設限定）の開発 陸上一般貨物ターミナルの開発	49%	運輸大臣の推薦状取得
	商用空運	49%	国内資本所有者は、全外国資本所有者に対してマジョリティーであること
情報通信	通信装置試験機関	95%	条件なし
	通信ネットワーク事業（固定通信及び移動通信）	65%	条件なし
	インターネットサービスプロバイダー等 コンテンツサービス 情報サービスセンター（コールセンター）とその他の電話付加価値サービス データ通信システムサービス	49%	条件なし

	インターネット相互連結サービス		
	郵便事業	49%	郵便分野の法規に従う
金融	リース業 リース以外のファイナンス 債権買取 消費者金融 クレジットカードファイナンス等 ベンチャーキャピタル	85%	条件なし
	損害保険会社 生命保険会社 保険代理店	80%	条件なし
労働・移住	移住地域における農業・漁業	制限なし	労働移住大臣からの移住実施許可
	インドネシア国内におけるインドネシア労働者の就職斡旋サービス 職業訓練等	49%	条件なし
教育	幼児教育 初等・中等・高等教育	制限なし	国家教育システムに関する法律2003年第20号とその実施規則に従う
	民間教育 コンピュータ教育 語学教育 美容・人格教育等	49%	条件なし
保健	製薬業	85%	条件なし
	病院経営に関するコンサルティング 救急救命等の医療保健のサポート 病院* 専門診療* 歯科診療* 臨床検査 健康診断	67% *東部インドネシアの一部では 70%	条件なし
	保健機器のメンテナンス・修理 鍼灸サービス 看護サービス* 医療機器のレンタル	49% *東部インドネシアの一部では 51%	条件なし

以下の事業分野は、新大統領規則により、新たに外資の参入に一定の制限が加えられているため、注意が必要である。

商業：流通販売業³²、倉庫業、冷蔵保管業

公共事業：無害ごみの管理・廃棄

運輸：複合輸送

農業：園芸作物（果物・野菜・きのこ等）の育苗・栽培、園芸加工業（ポストハーベスト）園芸研究・園芸品質試験、園芸サービス（フラワーアレンジメント・花屋・造園等）等

エネルギー・鉱物資源：石油・ガス・地質・地熱に関する調査サービス、石油ガス設備建設サービス（球形タンク・海上での供給パイプ設備）

逆に、新大統領規則により参入が容易となった事業分野は、（2）で指摘した2つの事業分野を除くと、以下の3つの類型に分けることができる。

- ① 外資の出資比率が増加したもの：ベンチャーキャピタル、製薬業等³³
- ② 官民協力（PPP）を利用する場合に外資の出資比率が緩和されるもの：10メガワットを超える発電、送電・配電、港湾設備の供給
- ③ ASEANからの出資を条件として外資の出資が認められるようになったもの：映画宣伝設備³⁴

（4）新大統領規則の経過規定

新大統領規則の制定日である2014年4月23日の時点で、旧大統領規則に基づいて、既に当該事業に対する投資につき投資調整庁からの基本許可³⁵を取得して

³² 流通販売業については、2014年5月にジャカルタで開催された投資調整庁による新大統領規則の説明会において、①インドネシア子会社による商品の輸出入及びそのインドネシア国内での卸売業者に対する卸売は流通販売業には該当しない、②インドネシア子会社がインドネシア国内で商品を調達する場合であっても、「大規模商業」という別の事業分野に該当する場合には、国内の卸売業者に対して行う卸売は、流通販売業には該当しない、との説明がなされている。スキームとして、国内の卸売業者を介在させれば、「流通販売業」による外資規制を免れて100%外資が認められる可能性が高いと考えられるが、投資調整庁との折衝を含め、慎重に検討する必要があると思われる。

³³ ただし、いずれも僅かな外資比率の増加に留まるため、実務上の影響は限定的ではないかと思われる。

³⁴ 日本企業がASEANからの出資要件を満たしうる可能性については、注16を参照のこと。

³⁵ Izin Prinship。詳細は、みずほインフォス内拙稿「インドネシアへの進出形態について」を参照されたい。

いる場合には、上記（２）及び（３）の新大統領規則に基づくネガティブリスト I 及び I I の規制の適用はないと定められている³⁶。

以上

³⁶ 新大統領規則第 9 条。なお、かかる旧大統領規則に基づく基本許可について、投資調整庁は、基本許可に記載された外資の出資比率の範囲内の出資者の変更であれば、なお経過規定の適用があり、ネガティブリストの適用はないとの見解を示している（2014年5月にジャカルタで開催された投資調整庁による新大統領規則の説明会）。